

【件名】

マイナンバー運用に関する条例の制定について

【内容】

平成 28 年 1 月 1 日より制度開始されるマイナンバー制度を、鎌倉市が運用する場合について行革推進課に問い合わせたところ、鎌倉市議会 9 月定例会に条例案を上程するため、現在市職員による政策会議にて策定中とのご回答を頂きました（平成 27 年 7 月 23 日）。

その内容については上程されるまで非公開とのことで、策定状況について知ることが出来ないため、既に盛り込まれているかも知れませんが、以下についてご検討頂ければ幸いです。

本制度に対し、私たち市民が最も心配しているのは情報漏洩ですが、往々にして責任の所在が曖昧にされることが多く、法律（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律。）の条文にも言及はなく、ただ悪用した事業者・従業員等に対する罰則のみです。

そこで、鎌倉市としては市民の情報保全体制を万全なものとした上で、万が一の事態に際して「誰が、どのように」「情報漏洩させてしまった⇨管理不行き届きの」責任をとるのか、を条例に明記することで、市民の安全保障に資するものと考えます。

情報漏洩に関する報道が相次いでいる昨今、市民の信頼を確かなものとするためにも、よろしくお願い申し上げます。

【回答】

いわゆるマイナンバー制度の導入に当たりましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）」（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、マイナンバーの利用についての庁内の情報連携及び鎌倉市が独自にマイナンバーを利用する事務について、市の条例に規定することが必要であり、現在、条例制定に向けた準備を進めているところです。

ご懸念の情報の取り扱いにかかる責任の所在については、まず、マイナンバー法の第 1 条に個人番号その他の特定個人情報（特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報です）の取り扱いが安全かつ適正に行われるよう目的が規定されているとともに、第 3 条第 1 項第 4 号に個人番号を用いて収集・整理された個人情報が漏えいすることがないように、その管理の適正を確保することが基本理念の一つとして定められています。

また、マイナンバー制度導入に当たっての国・地方公共団体の責務を明らかにするために、マイナンバー法第 4 条及び第 5 条に、国・地方公共団体は、マイナンバー法の基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取り扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるものとされています。

本市としては、マイナンバー法の目的や基本理念に従い、今後とも、個人情報等の取り扱いについて安全かつ適正に管理していきます。

平成 27 年 8 月 17 日対応／回答